

第3節 主要各国の競馬事情

（本節は、日本中央競馬会・国際部提供の資料に基づいて作成した。）

1. イギリス

(1)沿革と概要

近代競馬発祥の地というまでもなくイギリスである。中世の時代から、イギリスでは競馬は王侯貴族のスポーツ（Sport of Kings）として位置付けられていた。これが18世紀には近代化の道を進み、現在では競馬は世界中で庶民の楽しめる観戦スポーツ、イベントとして定着を見ているが、イギリスでは今なお競馬場の観戦エリアが入場料と服装により区分けされ、階級社会が残る一面を見ることが出来る。

イギリス競馬は他国に類を見ない、非常にユニークなものである。まず、各国にある「競馬法」にあたるものが存在しない。法律の規制を受ける賭け事が競馬の運営とは独立しているため、競馬は他のスポーツと同じように民間による運営という形を取っている。

いわゆるブックメーカーと呼ばれる「賭け屋」は、競馬と同じ位古い歴史を持っている。ブックメーカーはずっと非合法であったが、1963年の賭け事にまつわる法整備に伴い、合法化されることとなった。しかし現在世界中を見渡しても、ブックメーカーが合法である国はほとんどない。競馬産業界が賭けに直接携われないことから、この国の競馬産業は財政的に脆弱であり、賞金水準も競馬先進国の中でも最も低い。

そんなイギリス競馬界も現在は大きな変革の真只中にあり、産業構図が大きく変わろうとしているという。一つは後述のBHBが中心となって進めている競馬産業界の総合的な見直しであり、もう一つは現在公正取引委員会が行っているBHB組織の調査で、こちらはBHBが独占的な力で産業界内の公正な競争を妨げているのではないかというものである。いずれの動きも、競馬番組や日割の作成方法といった競馬の根底部分について大きな変化をもたらしつつある。

(2)競馬統括機関・BHB

イギリスにおける競馬統轄機関は、BHB（The British Horseracing Board：英国競馬委員会）と呼ばれる組織である。1993年に一般会社法に基づいて設立された法人（有限保証責任会社）で、取締役会はジョッキークラブ任命が3名、競馬場協会・馬主協会・競馬産業委員会任命がそれぞれ2名、BHB任命が2名（内1名が会長）の合計12名から成る。また、他に12名で構成される執行役員会がある。

BHBが競馬界で果たす主な役割は次の通りである。

- ① 競馬の施策全般の立案
- ② 競馬産業の財政改善
- ③ 競馬産業を代表し、政府や賭事産業との交渉にあたる
- ④ 開催日割・競馬番組の作成（ハンデキャップ作成を含む）
- ⑤ 競馬事業費の管理
- ⑥ 全体的なマーケティングと情報の伝達
- ⑦ 競馬産業従事者の養成と教育
- ⑧ 競走馬生産の振興

このBHBは今日、外部から多様な人材を招き、「好事家が勝手にやっていた」従来の競馬を変容させつつある。会長を中心に「9人委員会」を設置し、競馬全般についての包括的な見直し作業に取り組みつつある。能力主義的なクラス編成と賞金水準への格差導入、ファンサービス面では「消費者重視」を掲げるなど、どこかの国で聞いたような改革である。

(3)ジョッキークラブ

イギリスのもうひとつ有名な組織は、ジョッキークラブである。もともとはプライベートな会員制紳士クラブであったが、王室勅令によって法人化された。ジョッキークラブは長らく競馬界の中心という存在であったが、1993年のB

H B創設によりその機能の一部を同社へ移し、競馬界の「法の番人」という役割に徹するようになった。会員の新規加入資格基準は特に無く、その諾否はクラブ内の会員資格会員に委ねられている。

ジョッキークラブの主な役割は次の通りである。

- ① 競馬場における人と馬に対する医療設備の手配
- ② 開催執務員の雇用と監督
- ③ 競馬場に対する開催免許の交付
- ④ 調教師・騎手等の免許交付と馬主及び厩舎スタッフの登録
- ⑤ 懲罰（制裁等）に関わる業務
- ⑥ 競馬の安全確保と禁止薬物の取締り
- ⑦ 競走の施行

競馬施行規程については、ジョッキークラブとB H Bがそれぞれ共通の関係項目について、共同で改廃にあたっているが、制裁等の懲罰に関わる部分については現在のところジョッキークラブの手に委ねられており、B H Bは一切関与していない。

しかし、2004 年内を目処にジョッキークラブに替わって懲罰部門を中心とする役割を担う新組織H R A（Horseracing Regulatory Authority）が設立される予定で、これ以降ジョッキークラブは、長年持っていた競馬統括機関としての役割を終えることとなる。この変革の原因は、英国内で放映された、競馬界の八百長を暴露する内容のテレビドキュメンタリー番組であった。ジョッキークラブという紳士クラブの素人集団では、現代スポーツの公正確保という重要な任務は背負えないという判断が下された。

ジョッキークラブはもともと私的な会員制組織で、貴族社会の残り香を漂わせていた。だが、競馬の巨大化、商業化が進み、古い性格の組織には運営が難しくなっていた。現在の競馬が運営者に求めるプロフェッショナリズムと、「クラブ」の帯びるアマチュア性の間の矛盾が、小手先の措置では隠しきれないほどに深まった結果なのである。

ジョッキークラブは、上記の主な役割のほかに、子会社を通じてエプソム、チェルトナム等、イギリスの主要な 13 競馬場を所有し、ニューマーケットの

調教場（ジョッキークラブ所有）の管理を行い、調教施設の提供を行っている。
HRA創設後も、ジョッキークラブはこれらの役目は果たしていく予定である。

(4)レビーボード（Horserace Betting Levy Board：競馬賭事賦課公社）

1963 年の「賭事遊戯富くじ法」によって設立された特殊法人で、現在は文化・スポーツ・メディア省の管轄。ブックメーカー及びトートの売上げにレビー（賦課金）を課し、競馬界へ利益の一部を還元する役目を負う。

取締役会は、正副会長を含む 3 名が大臣の指名、3 名がジョッキークラブの指名（実質はBHBが指名）、ブックメーカー代表 1 名（ブックメーカー協会会長）、トート代表（トート会長）1 名の合計 8 名から成る。

レビー（賦課金）の使途は主に以下のとおりである。

- ① 競馬の発展。具体的には、賞金や競馬の公正確保に必要な費用等。
- ② 馬の品種改良。
- ③ 獣医学とその教育の促進と奨励。

レビーボードが回収するレビーの金額は、BHBがブックメーカーと合意にいたったデータ・ライセンス契約を反映し、イギリス競馬で各ブックメーカーが得た粗利益の 10%となっている。

レビーボードについては、近い将来に解散が予定されているという。

(5)イギリス競馬の現状

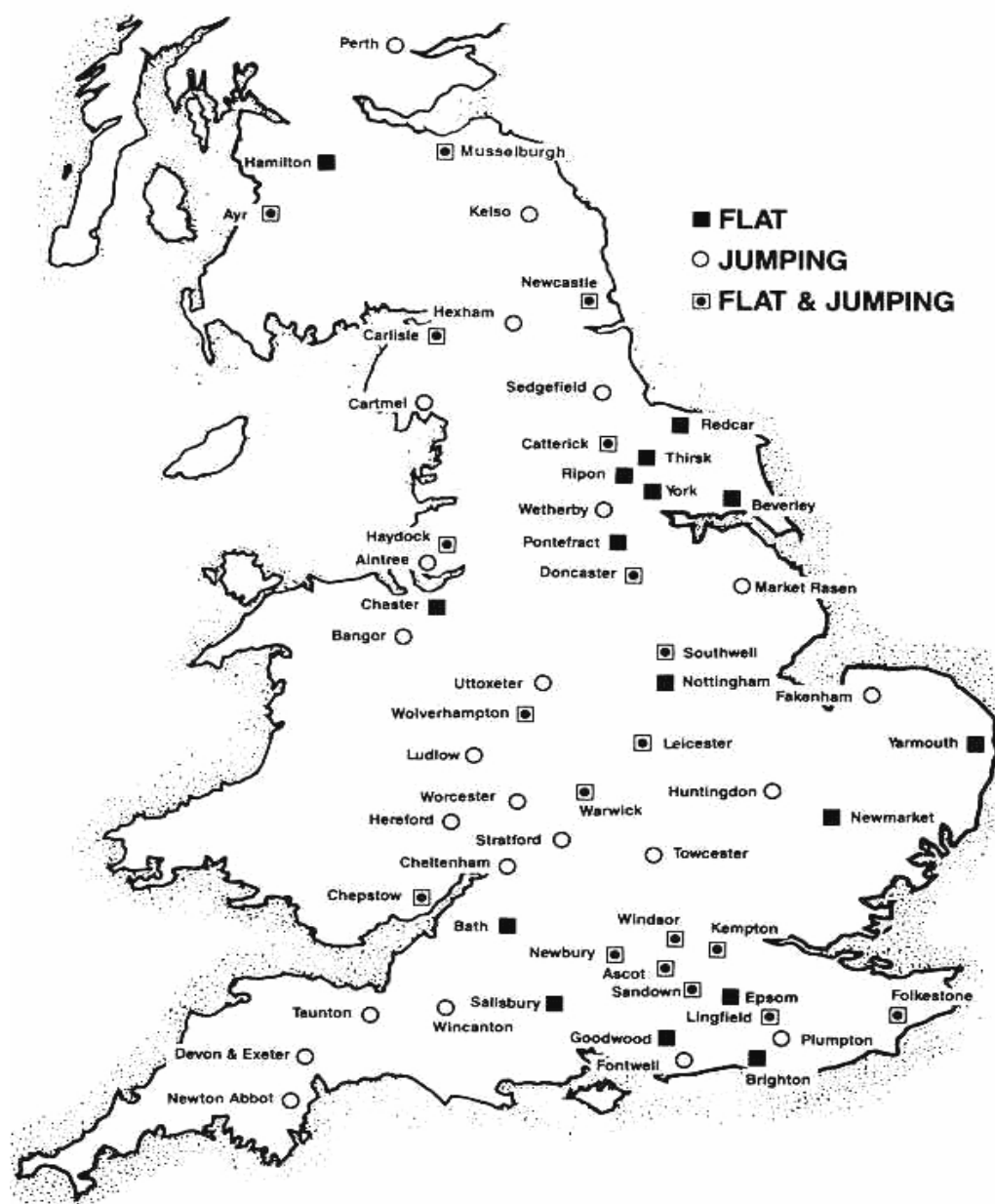
①競馬場

イギリスの競馬場数はここ 40 年来不変で 59 である。内訳は、平地専門が 16、平地障害兼用が 19、障害専門が 24 となっており、競馬場を運営する形態も、営利目的の民間企業から非営利の紳士クラブ、地方公共団体までさまざまである。

イギリスの競馬場の主な収入は、入場料とレストラン・バーからの営業コミッション、ブックメーカーの営業許可料、映像放映権等である。馬券からの直

接収入があまり期待できないこともあり、多くの競馬場では、馬券購入施設より、バー施設に広い面積を用意するという、日本の競馬場の常識では考えられない一面も持つ。入場料も日本の競馬場と比較しても高く、通常の開催でも、メンバーズエンクロージャーと呼ばれる高額な観戦エリアは 4000 円程度、著名な開催では、1 万数千円にもなるという。

図表 2-1 イギリスの競馬場



②競馬番組と交付賞金

イギリスでは、ほぼ毎日のように競馬が行われている。以前は行われなかった日曜日の開催も近年増加させてきたが、当初の期待ほど効果はなかったようで、現在日曜開催の評価が分かれている。最近ではダービーを始めとして、土曜に行われる大レースも増えてきている。現在最も開催日数が多く、集客力があるのは土曜日である。

競馬番組自体は、各競馬場と協議のうえBHBが決定する。競走体系的には、頂点にGIを始めとするパターン競走（重賞競走）、リステッド競走（準重賞）、そして条件競走が存在する。全ての競走は、AからHまでのクラスに分けられ、Aクラスは全てパターン競走とリステッド競走である。Bクラス以下の競走は、馬のレーティングに基づいた条件競走で、ハンデ戦が約半数占めている。

競馬賞金については、4着まで交付対象となることが多いが、クラシック競走では6着まで交付対象となるし、騎手招待競走では全馬が交付対象となる。調教師他に対する進上金は、施行規程で細かく定められている。また、多くの競走で「最低保障額〇〇」という表記をしており、登録料が予想を下回る金額であっても、主催者やスポンサーの出資（本賞金）によって保障金額を守る仕組みとなっている。

賞金の原資は、主にレビー、スポンサー、競馬場、馬主となっており、負担の割合は下表のとおりである。一般的に馬主の投資は22%程度しか返ってこないとされており、イギリス競馬の賞金水準は世界の競馬先進国でも最低といわざるを得ない。

③勝馬投票

イギリスの勝馬投票の特徴は、ブックメーカーの提供する固定式オッズによる賭けが中心となっていることと、単勝式馬券が中心の賭けが行われていることである。

全国に8000前後あるとされるブックメーカーの店舗及び、競馬場内の馬場側のスペースに陣取って営業している場内ブックメーカーでは、ブックメーカ

ーが提供したオッズで賭けることができ、購入時のオッズにて払戻が受けられるため、購入後の人気動向によって払戻金の変動することは無い。特に場内のブックメーカーでは単勝式あるいは単複同額購入以外の馬券は発売されていないことが多い。

ブックメーカーは、地方裁判所より1年更新の営業免許を受ける必要があり、競馬場内で営業する場合はさらに、競馬場で営業許可料込みの入場料を支払わなければならない。

近年では、インターネットを利用した投票方式が主流となりつつある。さらに、インターネットの特性を利用したベティングエクステンションと呼ばれる新しい賭け方式が登場した。これは、ウェブ・サイト上で顧客同士が賭けを行う新しい形の賭けで、ブックメーカーのオッズと比較すると払戻金が高く、従来のブックメーカーのシェアを脅かしつつある。

ブックメーカーに対して、パリミチュエル方式は、トート社（TOTE：文化・スポーツ・メディア省管轄の特殊法人）が独占的に発売している。ただ、総売上げに対する割合は非常に少なく、全体の5%にも満たない。トート社の利益は競馬界に還元される。

既にトートは競馬界へ有償で譲渡されることになっているが、具体的な譲渡金額及び時期について、近い将来に検討が開始されると報道されている。

投票方式については、前出のとおりイギリスでは単勝式が圧倒的なシェアを占め、連勝式馬券の売上げが少なく、パリミチュエル方式のトートでは、票数が集まらないことから賭けとしての魅力を欠いている現状となっている。

図表 2-2 イギリスにおける勝ち馬投票発売金実績（単位：1000 英ポンド）

年	パリミチュエル		控除率	ブックメーカー(場外)	控除率
	場内	場外			
1995	72,591	231,599	21.67%	4,235,810	23.10%
1996	75,819	244,216	21.35%	4,176,784	22.00%
1997	86,315	56,707	22.96%	4,807,140	22.00%
1998	92,637	67,340	23.13%	4,979,308	23.00%
1999	※ 公表数値なし				
2000	85,834	80,963	23.40%	4,887,939	23.00%
2001	101,770	91,550	23.00%	5,668,450	20.00%

(注) 場内ブックメーカーの発売金についての統計は無い。